

高等学校等通学定期運賃補助金交付申請関係書類

飯綱町より公共交通機関を利用して通学する高校生に対する 通学定期券購入費補助のお知らせ

飯綱町では、高等学校等へ通学する際に利用する公共交通機関の定期券（普通運賃分に係る定期券に限る。）の購入に対し、子育て世帯の経済的負担の軽減と公共交通機関の積極的な利用の促進を図るため、補助金を交付します。

補助金の交付申請等については、次により手続きをお願いします。

■補助対象者 飯綱町に住所を有し、かつ居住をしている人で、高等学校等に通学するために公共交通機関を利用する高校生

■補助対象路線 公共交通機関の鉄道及びバス路線

■補助金の額

- (1) 鉄道にかかる通学定期券の購入費×20%（ただし、100円未満を切捨てた額）
- (2) 路線バスにかかる通学定期券の購入費×50%（ただし、100円未満を切捨てた額。）
普通運賃分に係る定期券に限ります。

■申請方法等 通学定期券の有効期間が終了した後、1年以内に補助金交付申請書及び請求書に必要事項を記入して、在学を証明する書類（学生証の写し）、通学定期券の写しを添付の上、提出してください。内容を審査した後、請求書に記載の振込先口座に補助金をお支払いいたします。

注意）通学定期券の有効期間が終了した後、機械で新たに通学定期券を購入すると前の通学定期券は戻りませんので、購入前にコピーしていただくようお願いします。

■提出場所 飯綱町教育委員会 総務教育係

■お問い合わせ 飯綱町教育委員会 総務教育係 電話 253-4769